

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営の健全性、適法性及び透明性を向上させ、また経営の説明責任を適切に果たすことで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの立場に立って、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針の基礎としております。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制としましては、監査等委員会制度を採用しており、取締役会が意思決定の透明性を確保し、取締役会及び監査等委員会が経営の健全性並びに適法性のチェックに加え、業務執行の妥当性に重点を置いた経営モニタリングを継続して実施できる体制を整備、維持することが、最も重要であると考えております。

また、内部統制システムは、経営の効率性、財務報告の信頼性及びコンプライアンスに重点をおいてその構築を推進し、コーポレート・ガバナンスに関する取組みと相互に連携することで、それぞれの実効性を確保してまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、下記のとおりです。

記

当社グループは、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、次のとおりコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定める。

1. 株主の権利・平等性の確保

当社グループは、株主が有する権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に十分に配慮し、また株主の実質的な平等性の確保に努める。

(1)取締役会は、株主総会における会社提案議案については、その内容に応じて株主による適切な理解を得るために、過年度の同様の議案に対する株主の意見等を踏まえた必要十分な説明責任を果たし、招集通知を合理的に可能な範囲で早期に公表すること等によって、株主による権利行使に十分な検討時間を確保する等、株主による円滑な議決権行使の環境整備に努める。

(2)取締役会は、自らがコーポレート・ガバナンスに関する役割及び責任を自覚し、意思決定の透明性の確保、経営の説明責任の履行及び法令遵守の体制整備を推進する。

2. 適切な情報開示と透明性の確保

当社グループは、財務情報はもちろんのこと、経営戦略、経営課題、リスク及びガバナンスに係る非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報開示について、その正確性や有用性に配慮して積極的に取組むよう努める。

(1)取締役会は、株主共同の利益の毀損に配慮しつつ、会社の意思決定の透明性及び公平性を確保するため、必要な情報を積極的に、かつ分かりやすく開示する。

(2)当社グループは、会計監査人(独立監査人)による適正な監査の確保について、会計監査人(独立監査人)との協議を踏まえて、適切な対応を行う。

3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社グループは、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出が、株主だけでなく、従業員、取引先及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによる経営資源の提供、支援若しくは貢献によるものであることを十分に認識し、これらステークホルダーの権利や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化の醸成に努める。

(1)取締役会は、当社グループが担う社会的責任についての考え方を踏まえ、当社グループの事業活動の基礎となる経営理念を策定し、また健全な事業活動の倫理等の価値観を示した行動基準等を定め、当社グループ全体で遵守させる。

(2)取締役会は、社内の多様な視点や価値観の存在(ダイバーシティ)が、また社会・環境問題をはじめとする持続可能性(サステナビリティ)をめぐる課題に対する対応が、当社グループの持続的な成長を支える基礎となるよう、その体制構築に努める。

(3)取締役会は、法令遵守や適切な情報開示に疑義が生じる情報を、従業員等から適時に得る体制を整備し、これらの情報の適切な活用を推進する。

4. 取締役会等の責務の履行

当社の取締役会は、株主に対する受託者責任、説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中期的な企業価値の向上を促し、収益力及び資本効率等の改善を図るべく、その役割と責任を適切に果たすものとする。

(1)取締役会は、当社グループの戦略的な方向を示し、また事業等のリスクに対する適切な対応に関する環境整備に努め、その遂行状況等に対する建設的な議論を通じて、それぞれ独立した立場から取締役等による業務執行の監督責任を果たす。

(2)監査等委員及び監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、業務監査及び会計監査をはじめとする役割及び責務を十分に果たすため、監査のための時間を十分に確保するとともに、自らの責任範囲を過度に限定することなく、取締役会等において適切に意見を述べ、またその権限を積極的に行使する。

(3)社外役員は、当社グループの経営方針、経営戦略及びコーポレート・ガバナンスの強化等に対して、非支配株主をはじめとするステークホルダーに配慮し、自らの知見に基づいて、取締役会等において適切な発言または助言を行う。

5. 株主との対話の促進

当社グループは、株主総会における株主との積極的な対話はもちろんのこと、株主総会以外の場においても、株主との間で建設的な対話の機会を持ち、自らの経営方針等を分かりやすく説明し、その理解を得るよう努める。

(1)取締役会は、株主との建設的な対話を促進するためのIR担当取締役を定め、決算説明をはじめとする投資家向け説明会の実施はもちろんのこと、株主からの対話の申込に対しても、合理的な範囲で対応するものとし、その履行状況について適切に監督する。

(2)取締役会は、経営戦略や経営計画の公表に当たっては、合理的な範囲で収益力、資本効率等に関する目標を示し、これらの実現のための具体的な方策について、可能な範囲で適切に説明を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
昭栄薬品社員持株会	201,095	16.85
鐵野磨輝男	172,735	14.47
大阪中小企業投資育成株式会社	102,500	8.59
雨森肇	37,305	3.12
株式会社SBI証券	37,100	3.10
西巻俊樹	35,025	2.93
内野佐斗司	32,060	2.68
小林節夫	30,000	2.51
山口宏	28,500	2.38
日本証券金融株式会社	27,900	2.33

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

【大株主の状況】における「割合(%)」欄は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を示しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	13名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩井 伸太郎	公認会計士											
今川 忠	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩井 伸太郎	○	○	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所 所長 フジ住宅(株) 社外取締役 江崎グリコ(株) 社外監査役	同氏は、公認会計士として企業会計監査に関する豊富な経験、及び財務・会計に関する専門的知見を有していることから、監査等委員たる社外取締役として適正な監査・監督が期待でき、また内部統制システムの構築にあたっての助言・提言をいただけるものと判断し、選任いたしました。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」に規定される独立役員の確保の状況についての開示義務に係る独立性の判断要素のいずれにも該当しません。 同氏と当社グループとの間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないことから、独立役員に指定しております。
				同氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験を有していることから、監査等委員たる社外取締役として適正な監査・監督が期待で

今川 忠	○	○	協和総合法律事務所 弁護士	き、また法令遵守体制の構築にあたっての助言・提言をいただけるものと判断し、選任いたしました。 なお、同氏は東京証券取引所が定める「有価証券上場規程施行規則」に規定される独立役員の確保の状況についての開示義務に係る独立性の判断要素のいずれにも該当しません。 同氏と当社グループとの間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の恐れがないことから、独立役員に指定しております。
------	---	---	---------------	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

なし

現在の体制を採用している理由 [更新](#)

当社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を1名選定し、常勤の監査等委員が、コンプライアンス委員会及び他の社内の重要な会議に出席し、業務を執行する取締役(以下、「業務執行取締役」といいます。)、重要な使用人及び内部統制部門等からの執行状況の聴取、重要な決裁文書や財務諸表等の閲覧等をとおして必要に応じて実査を行い、当社グループの業務の執行に係る情報を効率的に入手し、監査等委員会でこれらの情報を共有し、検討・協議することで、モニタリングを基調とする社外取締役である監査等委員による監査・監督の結果とあわせて、監査等委員会における経営の適法性及び妥当性の監査に資する体制としております。

したがいまして、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を設置せずとも、常勤の監査等委員がその職務遂行の中で、支障なく監査意見の形成に必要な情報の収集等を行うことができる体制としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

社外取締役を含む監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」といいます。)3名は経営会議及び取締役会に出席し、重要事項の審議に関して業務執行取締役と意見を交換し、必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員会を構成し、常勤の監査等委員による重要な決裁文書の閲覧、取締役並びに内部統制部門等からの業務執行状況等の聴取等による監査結果の共有及び意見交換、監査法人による会計監査結果の報告等を踏まえ、監査意見を形成しております。また、監査等委員は内部監査の結果報告を適宜受けているほか、監査法人及び内部監査室と定期的に会合を設ける等の情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員の全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、現在のところ取締役へのインセンティブ付与は実施しておりません。

経営の執行者たる業務執行取締役に対し、業績向上に向けた士気・意欲の向上を図るため、インセンティブ等を付与することは、有効な手段の一つであると考えております。しかしながら、当社としましては、通常の役員報酬及び役員賞与等の職務執行の対価の増減によって当該業務執行取締役の功績等に報いる制度が、現状では最も有効であると考えられるため、インセンティブ等の付与は制度として採用しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年3月期に取締役に支払った報酬等の額は次の通りです。

取締役 9名 126,662千円

(注)

- 上記には、平成27年6月19日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
- 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会で承認された役員報酬の限度内で、過年度実績、連結業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮し、それぞれの職務に応じて、業務執行取締役の報酬等については取締役会で、監査等委員の報酬等については監査等委員会でそれぞれ審議し、決定しております。

なお、平成28年6月28日開催の定時株主総会の決議による業務執行取締役の報酬等の額は年額350百万円以内、監査等委員の報酬等の額は年額60百万円以内であります。

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役のサポートを行う専任の人員は配置しておりませんが、総務部に取締役会の事務局を置き、補助的に対応しております。重要な事項が発生した場合は、取締役または使用人(子会社を含む。)は社外役員に直接若しくは社外役員が出席する重要な会議等において報告、説明をおこなう体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

1. 業務執行

当社は、業務執行取締役7名及び監査等委員3名の計10名で構成する取締役会を毎月1回開催し、重要事項の審議及び業績等の報告等を行っており、取締役会における経営上の重要な意思決定は、各取締役により関係部門責任者に伝達されることにより、事業運営の迅速化、効率化及び内部統制、リスク等への対応に取り組んでおります。

また、取締役会のほか各部門の現状把握や懸念事項及びリスク対策等の情報が速やかに経営判断に活かされるよう、原則として毎月1回、取締役で構成される経営会議を開催しております。

当社は、株主利益の観点から経営管理体制として業務執行を監督する機能の分別化と強化を図るために、取締役会と監査等委員会が、経営者たる代表取締役並びに取締役を監視・監督するシステムを採用しており、株主総会が業務執行取締役、並びに監査等委員を選任し、選任された業務執行取締役及び監査等委員によって構成される取締役会は代表取締役を選定し、各取締役の職務の執行状況について互いに監督するとともに、監査等委員会は取締役及び代表取締役の職務の執行を監査・監督するダブルチェック体制としております。

2. 監査・監督

当社は、監査等委員会監査として、常勤の監査等委員1名と独立性の高い監査等委員たる社外取締役2名による計3名での監査・監督体制を採用しており、社外取締役には公認会計士や弁護士など専門性の高い要員を配し、経営会議及び取締役会への出席のほか、常勤の監査等委員による重要な会議の出席及び重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査等委員会を通じて相互に情報の共有化を図りつつ、内部監査室からの監査結果の報告並びに関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、期末の監査を実施しております。

3. 指名、報酬決定等

当社は、監査等委員会設置会社としての機関設計において、指名委員会及び報酬委員会に相当する任意の委員会は設けておりませんが、社外取締役2名を含む取締役会において、社外取締役の独立性を含む取締役候補者の適性、役付取締役の選定等、並びに適正な報酬制度及び報酬額について、十分に審議し決定しております。

4. 業務執行、監督機能等の充実に向けた追加的な施策の内容等

当社は、法令遵守の徹底を図るため、全社横断的な組織として代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ全体の法令遵守の状況を把握するとともに、必要に応じてその内容を取締役会に報告し、業務の適正性確保に努めております。また、財務報告の適正性を確保するための体制の構築及び運営、並びに評価を行うため、財務部門を管掌する取締役を内部統制統括責任者とする内部統制組織を組成し、必要に応じてその状況を取締役会に報告し、グループ全体の財務報告の適正性の確保に努めております。

5. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としております。ただし、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないとき限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社では、機関設計において監査等委員会設置会社を採用し、経営の監視等の客観性及び独立性を保つため、その過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置し、また業務執行に係る監査・監督の実効性を確保するために常勤の監査等委員1名を選定しております。

また、社外取締役として、公認会計士、弁護士として高い見識を有する者を選任し、それぞれが独立した立場で、公認会計士としての企業会計監査の豊富な経験及び財務・会計に関する専門的知見、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験及び企業法務等の専門的知見から、経営上の重要事項の審議において業務を執行する取締役との意見交換を行い、意見の表明、助言等並びに議決権の行使を適宜行っており、現体制において企業経営に対する監査・監督機能は十分に機能するものと考え、現在の企業統治体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	平成28年3月期に係る定時株主総会の招集通知は、平成28年6月10日付で発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年3月期に係る定時株主総会は、第1集中日を回避するために、平成28年6月28日に開催いたしました。
その他	平成28年3月期に係る定時株主総会の招集通知は、その発送日以前である平成28年6月1日から、当社ウェブサイト(http://www.shoei-yakuhin.co.jp/ir/meeting.html)に掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年3月期は、個人投資家説明会を2回開催することを予定しております。なお、第1回は平成28年5月28日付で実施済みです。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び本決算の発表後、当該決算に関する説明会を開催する予定です。 なお、平成28年3月期決算に係るアナリスト・機関投資家向け説明会は、平成28年5月26日に実施済みです。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.shoei-yakuhin.co.jp/ir/)にIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役財務本部長をIR責任者とし、総務部に情報開示担当者を置き、取締役会等の主要な会議に出席し、重要な情報については、適時情報開示を実施できる体制をとっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営基本方針に、「一人ひとりが商道の本質を理解し、ステークホルダーの評価を高める」旨を定めています。 また、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおり、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を制定し、ステークホルダーの立場の尊重について、その方針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、本社、東京支店及び名古屋営業所において「ISO14001(環境マネジメントシステム)」の認証を取得し、地球環境保全との調和・両立を目指した健全な事業活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載のとおり、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を制定し、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を定めております。
その他	現在のところ、当社役員に女性はおりません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 [更新]

当社は、次のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定め、当該方針に基づいた体制の整備を進めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)経営理念等により不正や反社会的行為を禁止しその浸透を図り、コンプライアンス規程を定め、法令等違反に係る内部通報窓口を整備し、これを周知する。
- (2)コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の継続的・持続的な推進に努める。
- (3)外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて隨時法律相談可能な体制を整える。
- (4)内部監査室が定期的に行う各部門監査の中で法令等遵守の状況に関する監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存(保存期間を含む。)及び管理(管理をする部署の指定を含む。)等に関する基本的事項を文書管理規程によって定める。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報は、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を含む。)等の権限ある者が、その権限に応じて閲覧、複写が可能な状態で整理し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)法令等違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。
- (2)反社会的勢力の要求に対しては、所轄警察署及び弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対処し、いかなる理由によっても反社会的勢力とは一切関係を持たない。
- (3)事業の過程で発生する為替、債権回収、投資及び情報漏洩等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制定を推進する。
- (4)自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、事業継続のための対応方針及びマニュアル等を策定し周知を図るほか、重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じる。
- (5)想定されるリスクに応じて合理的な範囲で損害保険契約を締結する等、リスク発生時の財政状態及び経営成績に及ぼす影響を最小限にとどめる措置を講じ、新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)各取締役の担当部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。
- (2)職務権限規程において使用人への権限委託を明確化し、取締役会規程及び裏議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。
- (3)取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化に継続的に取組む。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)関係会社管理を担当する部署を定め、当該部署の責任者は関係会社管理規程に基づく報告事項の報告を受け、必要に応じて関係会社に助言または指導を行う。
- (2)関係会社管理規程及び職務権限規程によって、関係会社の職務の執行に係る重要事項の当社による承認事項を明確化し、関係会社に周知徹底する。
- (3)子会社に対しては、役員のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。
- (4)金融商品取引法に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に評価し、その評価結果を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。
- (5)内部監査部門は、定期的または臨時に子会社に対する内部監査を実施し、企業集団全体での業務の適正化に資する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人(補助使用人)に関する事項

監査等委員会から監査等委員会の職務に係る補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員会の職務の重要性に鑑み、補助使用人の設置について、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。

7. 補助使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮し、監査等委員会による当該補助使用人に対する指示を尊重し、また当該人員の報酬または人事異動について、監査等委員会との協議の上行うものとする。

8. 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人(子会社含む。)が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1)当社及び子会社から成る企業集団の業績に著しい影響のある事項、法令違反等の不正行為、重要な会計方針の変更及びその他重要な取締役会決議事項等、監査等委員会監査に影響のある事項に關し、取締役または使用人(子会社を含む。)は監査等委員会に直接若しくは監査等委員会が出席する重要な会議等において報告するものとする。
- (2)前号の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、適切な措置を講じる。
- (3)監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理については、監査等委員の職務の重要性を尊重し、合理的な範囲で監査等委員の請求に応じる。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が、その職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための外部監査人及び内部監査室との連携について、これを推奨する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 [更新]

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、「反社会的勢力対応マニュアル」を平成24年3月に制定し、反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わることは、絶対に行わない旨を規定しております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、会社の基本姿勢、日常業務での注意点、反社会的勢力調査の方法等を役員及び社員に周知させております。また、上場後においては、警察及び地域企業との連携を深め情報の共有を図り、万一問題が発生した場合は専門家への相談と適切な対応が取れる体制を整備してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

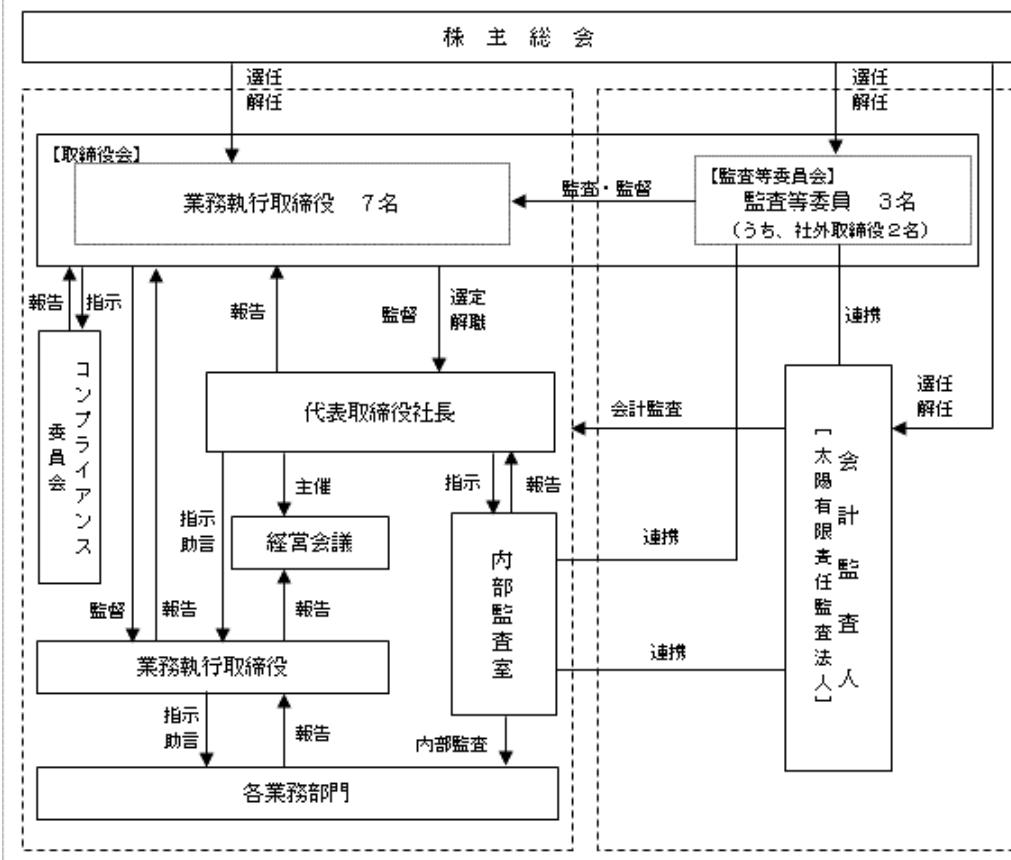
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

※コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図



※適時開示体制の概要に関する模式図

